

◎池田町ハラスメントの防止等に関する条例の概要

【制定の趣旨】

職員、町長等及び議員によるハラスメントの防止のための措置及びハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置について定めるため、本条例を制定するものです。

【主な制定内容】

1. 前文

全体の奉仕者である町の職員、町長等及び議員は、本町の職場におけるハラスメントを防止し、健全で風通しの良い職場環境を確立することを決意するものです。

2. 目的（第1条）

ハラスメントの発生しない環境を作り、全ての職員等がお互いの人権を尊重することで、それぞれの能力を発揮することができる良好な職場環境を確立することを目的とします。

3. 定義（第2条）

職員、管理監督者、町長等、議長、議員を定義します。

ハラスメントは、セクシャルハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント及びその他誹謗、中傷、風評等により人権を侵害し、又は不快にさせる行為であることを定義します。

「職場」は、出張先や職場の宴会など、実質的に職場と同視すべき場所でのハラスメントもこの条例の対象になるよう定義します。

4. 各主体の責務

【町長等の責務】（第3条）

町長は、職員に対しハラスメント防止に関する研修等の周知啓発を行い、必要な体制を整備し、事案が起こった場合は必要な措置を適切かつ迅速に講じることとします。

副町長は、町長を補佐して必要な措置や体制整備を実施します。

教育長は、教育行政の運営において、条例の目的を実現するよう職務を遂行します。

【議長の責務】（第4条）

議長は、ハラスメント行為によって議会の機能が害されないよう、議会内でのハラスメント防止に努めるほか、議員に対するハラスメントが発生した際には適切に対応することとします。

【議員の責務】（第5条）

議員は、町民の代表者として、ハラスメントの防止に努めるものとします。

【管理監督者の責務】（第6条）

管理監督者は、職場におけるハラスメントの防止に努め、事案が起こった場合は、必要な措置を迅速かつ適切に講じることとします。

苦情等の申出、調査への協力等をした職員が職場において不利益を受けることがないように配慮するものとします。

【職員の責務】（第7条）

職員は、他の職員に対し、互いの人権を尊重しなければならないこととします。

職員のうち、係長職その他の職員を監督する立場にある者は、ハラスメントの防止に努め、管理監督者ととともに必要な措置を迅速かつ適切に講じることとします。

5. 職員に対する指針（第8条）

町長は、ハラスメントを無くすために、職員が認識及び遵守すべき事項並びに職員に行うべき対応等について指針を定め、周知徹底を図るものとします。

6. ハラスメントの禁止（第9条）

町長等、議員、職員その他本町に勤務する全ての者に対し、ハラスメント行為を禁止することとします。

指定管理者や委託業務などで、本町の行政サービスを担う民間企業や、本町と契約関係にあり町内で工事を請け負う企業等の労働者を含むこととし、職員でない者との関係においてもハラスメント行為を禁止します。

7. 相談等の申出等の手続き（第10条）

総務課又は総務課が設置する相談員や第三者相談窓口にはハラスメントの相談及び苦情を書面、口頭等により申出することができることとします。

ハラスメントを受けた職員が特別の事情により申出することができない場合は、当該ハラスメントの事実関係を認識している者が申出することができることとします。

申出に対し、当事者や関係職員等への聴き取り等、事実確認等の調査を行い、適正に対処しなければならないこととします。

8. 第三者相談窓口（第11条）

ハラスメントに関する申出に対応し、円滑かつ公正な解決を図るため、町と利害関係にない外部の第三者によるハラスメント相談窓口を設置します。

9. ハラスメント第三者調査委員会（第12条）

当事者が町長等又は議員である場合や町長が必要と認める申出に対し、町及び

当事者と利害関係にない外部機関の推薦により選任する有識者等の委員5名以内をもって組織するハラスメント第三者調査委員会を設置し、事実認定について調査審議することとします。

10. プライバシーの保護及び秘密の保持（第13条）

ハラスメントの当事者及び関係者のプライバシーに十分配慮し、申出に関する業務に携わる職員等は、職務上知り得た秘密は漏らしてはならないこととします。

11. 不利益取扱いの禁止（第14条）

ハラスメントの申出により、当該職員に対し不利益な取扱いをしてはならないこととします。

12. 対応措置（第15条）

町長等及び議員の場合は、行為の事実を公表することとします。

職員の場合は、懲戒処分等を行うものとします。

13. 研修等（第16条）

町長等及び職員や議員は、ハラスメント防止等を図るため、必要な研修等を実施することとします。

14. 委任（第17条）

この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定めます。

15. 附則

この条例は、公布の日から施行します。